

院外処方箋包括的事前合意プロトコル 合意書

- ・久留米大学病院
- ・久留米大学医療センター
- ・聖マリア病院
- ・古賀病院21
- ・新古賀病院
- ・新古賀クリニック

(一社)久留米三井薬剤師会と会員薬局は、上記で選択した病院の院外処方箋における包括的事前合意プロトコル運用について、下記の通り合意する。なお、保険薬局での運用においては、患者が不利益を被らないように、十分説明の上同意を得てから行うものとする。ただし、麻薬、抗がん剤については包括的事前合意プロトコル運用適応外となるため、疑義照会対応とする。

記

2. 以下の場合、包括的事前合意プロトコルに基づき処方変更可能(麻薬,抗がん剤を除く)とする。
 - ①成分名が同一である先発品/後発品の銘柄変更
 - ②内服薬の剤形の変更
 - ③別規格製剤がある場合の処方規格の変更 (ワーファリン、チラーヂン S を除く)
 - ④湿布薬や軟膏での包装単位変更
 - ⑤残薬調整のための内服薬・外用薬の日数短縮
 - ⑥患者の希望等で行う半割、粉碎、混合あるいは一包化調剤
 - ⑦週 1 回あるいは月 1 回内服のビスホスホネート製剤および DPP-4 阻害剤の処方日数の適正化
 - ⑧消炎鎮痛外用剤における貼付剤の合計処方量とコメントでの指示枚数が異なる場合の適正化
 - ⑨外用剤の用法(適用回数・適用部位・適用タイミング)が口頭指示されている場合の用法追記
 - ⑩患者の希望等で行うエンシュア・H/ラコール/イノラス/アミノレバン EN など成分栄養剤における味の変更
2. 2022 年 2 月 14 日より開始とする。
3. 合意の解除、内容の変更については、必要時協議を行うこととする。
4. 処方変更し調剤した場合は、包括的事前合意プロトコル連絡用紙と、包括的事前合意プロトコル番号を記入した処方箋を、各保険薬局から各病院薬剤部に FAX 送信することとする。

以上

(西暦) 年 月 日

住 所 : 久留米市通町6-4

名 称 : 一般社団法人 久留米三井薬剤師会

代表者氏名 : 会長 白木 秀和 印

年 月 日

薬 局 住 所 :

法人名開設者 :

薬 局 名 :

管理薬剤師氏名 : 印